

一般社団法人 投資信託協会  
会長 松下 浩一 殿

りそなアセットマネジメント株式会社  
代表取締役 西山 明宏 ㊞

## 正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

### 1 【委託会社等の概況】

#### (1) 資本金の額

2025年11月末現在

資本金の額	1,000,000,000円
発行可能株式総数	3,960,000株
発行済株式総数	3,960,000株

●過去 5 年間における主な資本金の増減  
該当事項はありません。

#### (2) 委託会社の機構 (2025年11月末現在)

##### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。取締役会は、業務執行を分担して行う責任者を執行役員として選任することができます。また、取締役会は、取締役および執行役員の職務執行を監督します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となります。取締役社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

取締役は株主総会において選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

経営会議は、経営に関する全般的重要事項および重要な業務執行案件を協議します。

監査等委員会は、代表取締役その他の業務執行取締役の職務の執行を監査する独立の機関であるとともに、監査等委員である取締役以外の業務執行取締役の選任・解任・辞任および報酬等について監査等委員会としての意見を決定します。

## ② 投資運用の意思決定機構

1. ファンドの設定・償還等に関わる重要事項は、社長が委員長を務める運用委員会において協議を行います。
2. ファンドの運用（運用計画の策定、売買執行）は運用関連部門の各部が担当し、あらかじめ定められた運用ガイドラインに基づき、投資制限等を遵守して運用を行います。
3. 運用結果（パフォーマンスやリスク等）は各部で自己評価を行うとともに、管理部門であるリスク管理部がモニタリングや評価を行います。
4. 社長が委員長を務める運用評価委員会において、運用品質の評価や運用リスク管理状況の確認を行います。
5. ファンドの商品性や運用品質は、社外取締役のみで構成されたファンドガバナンス会議において検証を受けます。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を行っています。

2025年11月末日現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	202	2,357,061
単位型株式投資信託	7	44,791
単位型公社債投資信託	15	39,695
合計	224	2,441,548

### 3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるりそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 282 条及び第 306 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 10 期事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受け、第 11 期事業年度に係る中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金	13,119,743	13,463,687
有価証券	—	2,132
前払費用	370,082	412,495
未収入金	251	90,806
未収委託者報酬	1,130,264	1,429,034
未収運用受託報酬	3,192,978	3,357,276
未収投資助言報酬	528,962	535,632
<b>流動資産計</b>	<b>18,342,282</b>	<b>19,291,065</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	※1	10,220
器具備品	※1	29,165
<b>有形固定資産計</b>	<b>39,386</b>	<b>34,643</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア		8,159
ソフトウェア仮勘定		—
<b>無形固定資産計</b>	<b>8,159</b>	<b>231,100</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券		106,647
繰延税金資産		143,330
<b>投資その他の資産計</b>	<b>249,977</b>	<b>1,521,857</b>
<b>固定資産計</b>	<b>297,523</b>	<b>1,787,601</b>
<b>資産合計</b>	<b>18,639,805</b>	<b>21,078,667</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
<b>未払金</b>		
未払手数料	334, 583	458, 232
その他未払金	323, 811	468, 441
未払費用	120, 123	125, 601
未払法人税等	963, 350	1, 000, 699
未払消費税等	192, 864	205, 912
預り金	3, 404	3, 842
賞与引当金	299, 790	314, 808
<b>流動負債計</b>	<u>2, 237, 928</u>	<u>2, 577, 537</u>
<b>負債合計</b>	<u>2, 237, 928</u>	<u>2, 577, 537</u>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	1, 000, 000	1, 000, 000
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	490, 000	490, 000
<b>資本剰余金計</b>	<u>490, 000</u>	<u>490, 000</u>
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金	14, 907, 622	16, 994, 977
<b>利益剰余金計</b>	<u>14, 907, 622</u>	<u>16, 994, 977</u>
<b>株主資本計</b>	<u>16, 397, 622</u>	<u>18, 484, 977</u>
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>	4, 254	16, 152
<b>評価・換算差額等計</b>	<u>4, 254</u>	<u>16, 152</u>
<b>純資産合計</b>	<u>16, 401, 876</u>	<u>18, 501, 129</u>
<b>負債・純資産合計</b>	<u>18, 639, 805</u>	<u>21, 078, 667</u>

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,305,650	6,664,589
運用受託報酬	5,754,081	6,119,518
投資助言報酬	1,007,903	1,032,904
営業収益計	12,067,636	13,817,012
営業費用		
支払手数料	1,449,655	2,041,637
広告宣伝費	171,443	175,934
調査費		
調査費	2,013,532	2,419,886
委託調査費	119,505	119,565
委託計算費	276,698	167,552
事務委託費	39,175	42,057
営業雑経費		
印刷費	134,495	145,756
協会費	14,633	15,214
販売促進費	7,194	9,360
その他	90,318	108,293
営業費用計	4,316,653	5,245,260
一般管理費		
給料		
役員報酬	136,596	153,108
給料・手当	1,452,513	1,550,266
賞与	234,518	240,360
賞与引当金繰入額	299,790	314,808
旅費交通費	39,740	55,491
租税公課	95,998	106,058
不動産賃借料	124,318	152,256
固定資産減価償却費	17,438	16,396
諸経費	311,828	427,562
一般管理費計	2,712,744	3,016,309
営業利益	5,038,238	5,555,441
営業外収益		
受取利息	6,811	12,185
受取配当金	162	258

投資有価証券売却益	2,000	2,798
為替差益	50,481	1,831
雑収入	3,233	4,861
営業外収益計	62,688	21,934
<hr/>		
営業外費用		
投資有価証券売却損	15	16,443
雑損失	2,326	748
営業外費用計	2,341	17,192
経常利益	5,098,585	5,560,184
税引前当期純利益	5,098,585	5,560,184
法人税、住民税及び事業税	1,593,680	1,732,891
法人税等調整額	△27,504	△26,261
法人税等計	1,566,175	1,706,629
当期純利益	3,532,410	3,853,554

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	11,375,212	11,375,212	12,865,212
当期変動額						
当期純利益				3,532,410	3,532,410	3,532,410
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	3,532,410	3,532,410	3,532,410
当期末残高	1,000,000	490,000	490,000	14,907,622	14,907,622	16,397,622

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△364	△364	12,864,847
当期変動額			
当期純利益			3,532,410
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	4,618	4,618	4,618
当期変動額合計	4,618	4,618	3,537,028
当期末残高	4,254	4,254	16,401,876

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	14,907,622	14,907,622	16,397,622
当期変動額						
剰余金の配当				△1,766,199	△1,766,199	△1,766,199
当期純利益				3,853,554	3,853,554	3,853,554
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	2,087,354	2,087,354	2,087,354
当期末残高	1,000,000	490,000	490,000	16,994,977	16,994,977	18,484,977

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,254	4,254	16,401,876
当期変動額			
剰余金の配当			△1,766,199
当期純利益			3,853,554
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	11,898	11,898	11,898
当期変動額合計	11,898	11,898	2,099,252
当期末残高	16,152	16,152	18,501,129

## (重要な会計方針)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

器具備品 3～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### 賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### 4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### ①投資運用業（投資信託委託業）

投資信託約款に基づき、信託財産の運用指図等を行っております。

当該業務より発生する委託者報酬は、信託期間にわたり収益として認識しております。

#### ②投資運用業（投資一任業）

投資一任契約に基づき、運用指図等を行っております。

当該業務より発生する運用受託報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

#### ③投資助言・代理業

投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。

当該業務より発生する投資助言報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

## 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な重要な事項

### (1) グループ通算制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを通算親法人とするグループ企業内の通算子法人として、グループ通算制度を適用しております。

#### 注記事項

(貸借対照表関係)

#### ※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	4,201千円	5,537千円
器具備品	52,832千円	65,499千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式（株）	3,960,000	—	—	3,960,000

#### 2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式（株）	3,960,000	—	—	3,960,000

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 当会計年度中の配当金支払額

2024年5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 1,766,199千円
- ② 1株当たり配当額 446.01円
- ③ 配当原資 利益剰余金
- ④ 基準日 2024年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2024年5月28日

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当会計年度の末日後となるもの。

2025年5月27日開催の取締役会に次の議案を提案いたします。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
普通株式	1,926	486.55	利益剰余金	2025年3月31日	2025年5月28日

(金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に支払われる信託報酬の未払金額であります。当該信託財産は、受託者である信託銀行により適切に分別管理され、信託法により受託者の倒産の影響を受けません。そのため、当該金銭債権に関する信用リスクはありません。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、運用受託先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	106,647	106,647	—
資産計	106,647	106,647	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	—	68,696	6,973	3,974
合計	—	68,696	6,973	3,974

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	2,132	2,132	—
投資有価証券	1,357,816	1,357,816	—
資産計	1,359,948	1,359,948	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	2,132	463,709	8,988	1,260
合計	2,132	463,709	8,988	1,260

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託	—	106,647	—	106,647
資産計	—	106,647	—	106,647

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
投資信託	—	2,132	—	2,132
投資有価証券				
投資信託	—	1,357,816	—	1,357,816
資産計	—	1,359,948	—	1,359,948

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

#### (有価証券関係)

##### 1. その他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—
	(2) 債券	—	—
	(3) その他	50,401	41,986
	小計	50,401	41,986
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—
	(2) 債券	—	—
	(3) その他	56,245	58,529
	小計	56,245	58,529
合計		106,647	100,515
			6,132

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	751,998	704,989	47,008
	小計	751,998	704,989	47,008
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	607,950	631,378	△23,427
	小計	607,950	631,378	△23,427
合計		1,359,948	1,336,367	23,581

## 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	12,985	2,000	15
合計	12,985	2,000	15

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	1,465,354	2,798	16,443
合計	1,465,354	2,798	16,443

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	91,795千円	96,394千円
未払事業所税	1,738千円	1,802千円
未払事業税	47,887千円	49,844千円
未確定債務	769千円	784千円
減価償却超過額	3,016千円	22,643千円
その他有価証券評価差額金	699千円	7,381千円
繰延税金資産小計	145,906千円	178,851千円
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	145,906千円	178,851千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,576千円	14,810千円
繰延税金負債合計	2,576千円	14,810千円
繰延税金資産の純額	143,330千円	164,041千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02%
住民税均等割	0.07%
その他	<u>0.01%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.72%</u>

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.01%
税率変更	0.01%
住民税均等割	0.07%
その他	<u>△0.02%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.69%</u>

### 3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

### 4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.51%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が252千円増加、法人税等調整額が460千円、その他有価証券評価差額金が208千円それぞれ減少しております。

#### (収益認識関係)

##### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識に関する注記における開示目的に照らし、定量面・定性面の両面において収益の分解情報を記載する重要性が乏しいため、記載を省略しております。

##### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

##### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### (セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

##### 1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

##### 2. 関連情報

###### (1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (2) 地域ごとの情報

###### ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

## ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	6,148,663

### 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

### 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

### 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

## 1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	6,509,510

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円) (注4)
子会社の親会社	株式会社りそな銀行	大阪市中央区	279,928	銀行業務及び信託業務	—	投資信託の販売委託 投資助言 投資一任	運用受託報酬 (注1) 投資助言報酬 (注2) 支払手数料 (注3)	5,325,355 823,308 964,675	未収運用受託報酬 未収投資助言報酬 未払手数料	2,985,561 463,233 215,271

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注2) 投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

### （1）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）（注4）
子会社の親会社	株式会社りそな銀行	大阪市中央区	279,928	銀行業務及び信託業務	—	投資信託の販売委託 投資助言 投資一任	運用受託報酬（注1） 投資助言報酬（注2） 支払手数料（注3）	5,643,261 866,248 1,307,500	未収運用受託報酬 未収投資助言報酬 未払手数料	3,103,703 475,542 285,300

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

（注2）投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

（注3）投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社に関する注記

### 親会社情報

株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）

### （1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	4,141円89銭	4,672円00銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失（△）	892円02銭	973円12銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	3,532,410	3,853,554
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失（△）（千円）	3,532,410	3,853,554
普通株式の期中平均株式数（株）	3,960,000	3,960,000

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

第 11 期中間会計期間

(2025 年 9 月 30 日現在)

## 資産の部

## 流動資産

預金	9,493,231
有価証券	3,003,995
前払費用	365,346
未収入金	266
未収委託者報酬	1,579,441
未収運用受託報酬	3,343,456
未収投資助言報酬	537,792
流動資産計	18,323,530

## 固定資産

## 有形固定資産

建物	※ 1	12,317
器具備品	※ 1	24,903
有形固定資産計		37,221

## 無形固定資産

ソフトウェア	4,608
ソフトウェア仮勘定	510,033
無形固定資産計	514,642

## 投資その他の資産

投資有価証券	2,421,119
繰延税金資産	49,191
投資その他の資産計	2,470,311

## 固定資産計

資産合計	21,345,706
------	------------

(単位：千円)

第11期中間会計期間

(2025年9月30日現在)

負債の部

流動負債

未払金

未払手数料	521,376
その他未払金	685,315
未払費用	135,081
未払法人税等	878,753
未払消費税等	※2
賞与引当金	138,012
預り金	271,374
	5,490
流動負債計	2,635,405

負債合計

純資産の部

株主資本

資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	490,000

資本剰余金計 490,000

利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	17,001,862
利益剰余金計	17,001,862
株主資本計	18,491,862

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	218,437
評価・換算差額等計	218,437
純資産合計	18,710,300
負債・純資産合計	21,345,706

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

第 11 期中間会計期間

(自 2025 年 4 月 1 日

至 2025 年 9 月 30 日)

## 営業収益

委託者報酬	3,791,916
運用受託報酬	3,044,772
投資助言報酬	511,483
営業収益計	7,348,172

## 営業費用

支払手数料	1,195,041
広告宣伝費	60,944
調査費	
調査費	1,390,041
委託調査費	60,451
委託計算費	90,318
事務委託費	23,105
営業雑経費	
印刷費	68,924
協会費	11,830
諸会費	9,915
販売促進費	2,723
その他	54,418
営業費用計	2,967,715

## 一般管理費

給料	
役員報酬	84,882
給料・手当	809,221
賞与	20,577
賞与引当金繰入額	271,374
旅費交通費	25,289
租税公課	53,213
不動産賃借料	78,388
固定資産減価償却費	※ 1 8,523
諸経費	301,258
一般管理費計	1,652,728
営業利益	2,727,728
営業外収益	
受取利息	4,951

受取配当金	4, 652
投資有価証券売却益	29, 167
雑収入	3, 285
為替差益	24, 775
営業外収益計	<hr/> 66, 831
営業外費用	
投資有価証券売却損	3, 835
雑損失	105
営業外費用計	<hr/> 3, 940
経常利益	2, 790, 619
特別損失	
固定資産除去損	0
特別損失計	0
税引前中間純利益	2, 790, 619
法人税、住民税及び事業税	835, 214
法人税等調整額	21, 781
法人税等計	<hr/> 856, 996
中間純利益	<hr/> 1, 933, 623

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

第11期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	16,994,977	16,994,977	18,484,977
当中間期変動額						
剰余金の配当				△1,926,738	△1,926,738	△1,926,738
当中間純利益				1,933,623	1,933,623	1,933,623
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	—	—	—	6,885	6,885	6,885
当中間期末残高	1,000,000	490,000	490,000	17,001,862	17,001,862	18,491,862

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	16,152	16,152	18,501,129
当中間期変動額			
剰余金の配当			△1,926,738
当中間純利益			1,933,623
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	202,285	202,285	202,285
当中間期変動額合計	202,285	202,285	209,170
当中間期末残高	218,437	218,437	18,710,300

## (重要な会計方針)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

器具備品 3～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

### 4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### ①投資運用業（投資信託委託業）

投資信託約款に基づき、信託財産の運用指図等を行っております。

当該業務より発生する委託者報酬は、信託期間にわたり収益として認識しております。

#### ②投資運用業（投資一任業）

投資一任契約に基づき、運用指図等を行っております。

当該業務より発生する運用受託報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

#### ③投資助言・代理業

投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。

当該業務より発生する投資助言報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

### 5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

### (1) グループ通算制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを通算親法人とするグループ企業内の通算子法人として、グループ通算制度を適用しております。

#### 注記事項

(中間貸借対照表関係)

#### ※1 有形固定資産の減価償却累計額

第11期中間会計期間

(2025年9月30日)

建物	6,273千円
器具備品	71,173千円

#### ※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

#### ※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

第11期中間会計期間

(2025年9月30日)

有形固定資産	7,367千円
無形固定資産	1,156千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第11期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	3,960,000	-	-	3,960,000

## 2. 配当に関する事項

### (1)配当金支払額

2025年5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	1,926,738千円
② 1株当たり配当額	486.55円
③ 配当原資	利益剰余金
④ 基準日	2025年3月31日
⑤ 効力発生日	2025年5月28日

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

第11期中間会計期間（2025年9月30日現在）

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	3,003,995	3,003,995	—
投資有価証券	2,421,119	2,421,119	—
資産計	5,425,115	5,425,115	—

(注) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
投資信託	—	3,003,995	—	3,003,995
投資有価証券				
投資信託	—	2,421,119	—	2,421,119
資産計	—	5,425,115	—	5,425,115

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出してい るため、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第11期中間会計期間（2025年9月30日現在）

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	2,378,999	2,058,937	320,061
	小計	2,378,999	2,058,937	320,061
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	3,046,115	3,047,244	△ 1,128
	小計	3,046,115	3,047,244	△ 1,128
資産計		5,425,115	5,106,181	318,933

(収益認識関係)

収益認識に関する注記における開示目的に照らし、定量面・定性面の両面において収益の分解情報を記載する重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

第11期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	3,209,550

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第11期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり純資産額	4,724円82銭
1株当たり中間純利益金額	488円29銭

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第11期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益(千円)	1,933,623
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	1,933,623
普通株式の期中平均株式数(株)	3,960,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

第11期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

公開日 2025年12月30日  
作成基準日 2025年11月21日

本店所在地 東京都江東区木場一丁目5番65号  
お問い合わせ先 経営企画部

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

りそなアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大竹 新

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石坂武嗣

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

る。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※ 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年11月21日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大竹 新

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 薮原康雅

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関する有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。